

藝能史研究 第一九二号 別刷
二〇一一年一月二十日

古代国家の仏教儀礼と地域社会

吉田一彦

古代国家の仏教儀礼と地域社会

吉田 一彦

はじめに

研究の方法

仏教はインドで生まれ、その後、アジアの広い地域に流布、展開していった。そこでは、独自の教義が説かれ、出家者のシステム、寺院、仏菩薩の彫刻、絵画などが構築、造立され、さまざまな儀礼が舉行されていった。小論では、日本古代において、国家が舉行あるいは関与した仏教儀礼にどのようなものがあったかについて検討し、あわせて地域社会ではどのような仏教儀礼が行なわれていたのかについても考察していくこととしたい。

その際、どのようにして古代国家の仏教儀礼の姿を説明、復元していくか。いろいろな方法がありうろと思う。一つの方法としては、古い時代から新しい時代へと、時代をおって国家の仏教儀礼が順次成立、発展していく様相を明らかにしていくという手法が考えられる。この手法は、歴史学にとっては、もっとも本源的で正統的な方法になるものだと思う。しかし、当面の課題については、この研究方法をと

ると、多くの困難が待ち受けていることがただちに予測される。最大の困難は、史料が極めて乏しいことと、史料の信憑性に不安があることである。六、七世紀の歴史を描く史書には『日本書紀』があり、そこには仏教儀礼についての記述も見られるが、それをそのまま鵜呑みにするのはなほ危険であり、その読解には綿密かつ慎重な史料批判の作業が必要になる^①。また、七世紀に関しては木簡があり、これは一次史料であるから記載内容の信憑性は高いが、残念ながら断片的な記述にとどまるものがほとんどである。

私の予測では、日本最初の本格的な寺院である飛鳥寺において、すでに何らかの仏教儀礼が行なわれていたはずであり、それが国家儀礼であった、もしくは国家と密接に連関した儀礼であった可能性は小さくないと考えるが、残念ながらその実相を推定させるような史料はほとんどなく、その説明は容易ではない。

そこで、小論では、国家の仏教儀礼が順次成立していく様相を時代をおって論じるという方法はとらず、それらがかなりの程度整備された段階の状況を伝える「延喜式」を解析し、その段階における国家の

仏教儀礼の全体像を把握したいと考える。そして、それをその時点で
の断面図を示したものとしてみとらえ、それ以前や以後の様相を推定す
る定点として位置づけたい。その上で、地域社会の仏教儀礼について
検討し、中央の仏教と地域社会の仏教との交流の様相について考えて
いくこととしたい。

研究史

古代の仏教儀礼については、早く堀一郎氏による研究がある^②。堀氏
は、上代における「法要行事」全般について検討し、それらを護国法
要、懺法悔過、供養諸儀、修善行事の四つに分類してそれぞれの儀に
ついて論じた。これは、この分野の古典的研究であり、その史料収集
は今日なお有益であるが、論述は概括的である。一方、国分寺の法会
という観点から地方における国家の仏教儀礼について検討したものに
角田文衛氏の研究^③があり、関係史料への目配りが行き届いた詳細な論
述は今日なお有益である。

近年、古代国家の仏教儀礼の全体像を論じたものとしては、中林隆
之氏の研究がある^④。中林氏の議論は、古代国家の仏教儀礼のすべてを
「護国法会」という概念からとらえ、七世紀後期から十世紀後期に至
る時期の歴史的変遷を四期に区分して考察するというものであるが、
私には疑問に感じられる論点が多く、賛成することができない。その
疑問点は多岐にわたるが、今は、(1)中林氏の説く「護国法会」概念は
はなはだ曖昧であって、この概念をもって古代国家の仏教儀礼のすべ

てを理解しようとする問題設定自体に疑問があること^⑥、(2)『日本書
紀』の記述について史料批判が全くなされておらず、無批判に史料と
して採用する論になっていること、(3)『延喜式』の読解が不十分で、
その骨格の理解に疑問があることの三点を指摘しておきたい。

他に、個々の仏教儀礼についてもそれぞれに研究の蓄積があり、小
論の考察に有益なものが少なくないが、それらについては行論の中で
適宜触れていくこととしたい。

一、延喜式蓄式に見える仏教儀礼

延喜式蓄式の規定

『延喜式』^⑦は、『弘仁式』『貞観式』に続く式の集成法典で、延喜五
年(九〇五)に編纂が開始され、延長五年(九二七)に藤原忠平らに
よって撰輯、奏進されたものである。ただし、奏進の後も補訂作業が
続けられていたらしく、施行は^⑧かなり遅れて康保四年(九六七)のこ
ととなる。

『延喜式』全五十巻において、式条は、省寮等の役所ごとに編纂、
配列されているが、仏教儀礼に関わる記載は多くの巻にわたって見
え、その全貌を把握するのは容易ではない。一体、どのように解析し
ていけばその全体像を捉えることができるのか。これは、この問題を
考察する際、最初に問わなければならない課題となるだろう。『延喜
式』を読み進めていくに、国家が挙行もしくは関与する仏教儀礼につ
いて直接規定する条文は、巻二十一の玄蕃寮に収められていることに

気づく。他の部分に配列される条文は、それとは異なり、仏教儀礼について言及はしても、その役所が関わる業務の部分についてのみ規定するものになっている。そうであるなら、「延喜式」が記載する国家の仏教儀礼については、玄蕃式を中心に分析、理解するのが妥当ということになるだろう。

玄蕃寮は、仏教儀礼、寺院、僧尼など仏教関係の行政、および外国使節への対応業務を担当する部署で、延喜玄蕃式には全九四箇条が掲載されている。そのうち第一〜九一条は仏教関係、第九二〜九四条は外国使節関係の規定になっている。仏教儀礼についての規定は、その第一条からはじまり、連続的に関係条文が配列されている。以下にそれらを整理、列記してみよう。

- ①大極殿金光明最勝王経講説（御齋会）、②真言法（後七日御修法）、③太元帥法、④十五大寺安居、⑤唐招提寺安居講師、⑥諸大寺僧尼大般若経読経、⑦大安寺大般若経会、⑧薬師寺大般若経会、⑨崇福寺四月十二月悔過、⑩薬師寺最勝会、⑪興福寺維摩会、⑫維摩会最勝会堅義及第僧夾名、⑬国分二寺金光明最勝王経転読（修正会）、⑭諸国吉祥悔過、⑮諸国金光明寺安居、⑯国分僧尼の定数、⑰国分寺僧の修正会・吉祥悔過・安居の参加資格、⑱国分寺僧情願者、⑲国分寺僧尼死欠補填、⑳大和国国分二寺、㉑転用国分寺、㉒国分寺田、㉓国分寺修理料、㉔多度神官寺、㉕一代一講仁王会、㉖早災読経悔過、㉗仏頂尊勝陀羅尼、㉘新薬師

寺修法、㉙東西二寺国忌御齋会、㉚東寺西寺四月八日七月十五日齋会。

延喜玄蕃式の読解

①〜⑬は、国家が挙行もしくは関与する中央および地方の恒例の仏教儀礼について規定した条である。これらのうち、②は④の、③は⑨の付属規定になっている。また、④〜⑬は国分寺国分尼寺についての諸々の規定で、一読、仏教儀礼から離れた規定が含まれているように思われるが、しかし④は⑪⑫⑬の付属規定になっており、④も編者としては付属規定として収めている可能性が高い。そうであるなら、④〜⑬の全体が、仏教儀礼から離れた規定が含まれているとはいえず、⑪⑫⑬の付属規定および関連規定として収められていると見るべきであろう。⑤は特定の法会について規定するものではなく、諸大寺において、四月から八月まで、食時に食堂において大般若経を読経するという僧尼の儀礼活動について定めたものになっている。こうした規定を見るならば、延喜玄蕃式のこの冒頭部分は、特定の法会についての規定がなされているのではなく、もう少し広く官度の僧尼の儀礼活動について定めていると読解すべきであろう。このことは、④の十五大寺の安居や⑬の国分寺の安居にも共通することで、数か月にわたって継続的に実施される儀礼活動も含めて規定がなされているのである。

続いて、⑭は一代一講の仏教儀礼を、⑮は臨時の仏教儀礼を規定し

たものである。⑯は僧尼が仏頂尊勝陀羅尼を一日に二十一遍誦することと定めたもので、特定の法会ではなく、僧尼の日常的活動を規定したのものになっている。延喜式で仏教儀礼の挙行について規定するのはここまでで、以後は灯油料・修法料など寺院に対する経済的給付について規定する条、僧綱、講読師、別當・三綱について規定する条、解由状、度縁、位記の様式について規定する条、得度、受戒について規定する条、仏像、経論、非違檢察、供養・布施について規定する条などが続いていく。ただ、その中で、修法料を規定する部分に、新薬師寺毎年修法料、東西二寺国忌御齋会座料について規定する条があり、非違檢察を規定する部分に東寺西寺の四月八日・七月十五日の齋会（灌仏会と盂蘭盆会であろう）が見える。これらは仏教儀礼に関連する規定になっているので、⑰⑱として列記に加えた。

以上、延喜式番式の冒頭部分には、一日もしくは数日かけて挙行がなされる法会、数ヶ月にわたって継続的に実施される儀礼活動、官度の僧尼によって毎日実施される日常的儀礼活動の三者が規定されている。

国家の仏教儀礼の中核

延喜式番式においては、これらの諸条文は、ある一定の考え方に基づいて配列されていると見るべきで、アトラダムに配列されていると読解すべきではない。では、それはどのような考え方であろうか。それは、条文の内容から判断して、最初に玄蕃寮が関与する中央の恒

例の仏教儀礼を重要度の高い順に配列し、続いて地方の恒例の仏教儀礼を配列し、その後一代一講のもの、臨時のもの、日常的儀礼のものを配列するというものであった。

そう読解するなら、延喜式番式第一条に配列される御齋会が、国家の仏教儀礼の筆頭に位置づけられるものと考えられていたことが判明する。次いで、御齋会に並立することを目的に創始された密教の正月儀礼である御七日御修法、太元帥法がそれに続くものとして位置づけられていた。さらに、諸大寺にて実施される安居もまた重要儀礼と位置づけられていた。

このことは地方の儀礼においても同様であって、国分寺国分尼寺、国庁の儀礼では、正月の修正会、吉祥悔過、および安居が重要儀礼として規定されている。延喜式番式第十七条（公験条）には、「凡そ国分寺の僧、度縁に公験なき者は、正月・安居等の請に預かることを得ざれ」とあるが、この「正月」と「安居」の二つが国家の仏教儀礼の中核を構成していたと理解してよいだろう。次に、これらに続く位置づけの儀礼とされているのが、諸大寺の食堂で行なわれる大般若経読経、そして大安寺、薬師寺の大般若経会、さらに崇福寺四月十二月悔過、薬師寺最勝会、興福寺維摩会であったと判断される。^⑳

その年代観

では、そこに描かれた諸々の仏教儀礼は、いつ頃の姿を伝えるものと理解すればよいだろうか。別稿で詳論したように、^㉑大極殿で挙行さ

れる御齋会は、国分寺国分尼寺で実施される「金光明最勝王經」転読および吉祥天悔過と連動して、宮中を頂点に諸国に至る国家儀礼として実施された。これらは、それ以前の諸儀礼を集成、再編する形で、神護景雲元年（七六七）に創始され、以後恒例の儀礼となったものである。そのうち、諸国の吉祥天悔過は、承和六年（八三九）九月己亥（二十一日）勅（『続日本後紀』）によって、儀礼の会場が国分寺から国庁へと変更された。延喜玄蕃式は国庁で行なうとする規定になっており、この変更が反映されたものになっている。

後七日御修法は、承和元年（八三四）十二月乙未（十九日）に空海の上奏が勅許になり（『続日本後紀』）、同年十二月二十九日に太政官符が下されて（『類聚三代格』卷二）、翌二年から開始された密教の正月儀礼である。その太政官符には、この儀が「宮中金光明会講經一七日間」と同一日程で「莊嚴一室」において挙行されるもので、「護持国家」の修法であることが明記されている。

太元帥法は、常暎が承和五年（八三八）に入唐し、翌年帰国してもたらしただけで、同七年（八四〇）六月丁未（三日）には山城国宇治郡の法琳寺に太元帥靈像と秘法を安置し、同寺を修法院にしたいとする常暎の言上が勅許された（『続日本後紀』）。その後、仁寿二年（八五二）からは正月八日～十四日に宮中の后町（その中心殿舎は常寧殿）で挙行される儀礼となり、貞観八年（八六六）からは治部省において挙行されるようになったことが知られている。「貞観式」では太元帥法は「宮中便所」において修するという文言になっているが、

『延喜式』では「省」すなわち治部省において修するという文言になっており、貞観八年の挙行会場の変更が反映された規定になっている。

次に、十五大寺安居であるが、延喜玄蕃式の規定は、「類聚三代格」卷二の、①十五大寺の安居では「仁王般若經」を講ぜよとする延暦二十五年（八〇六）四月二十五日太政官符、および②諸大寺の安居の講師は法華・仁王・最勝の三部經を講ぜよとする元慶元年（八七七）五月二十二日の太政官符に基づいて立条されたものと考えられる。

次の諸大寺食堂での「大般若經」読經の規定は、「日本文徳天皇実録」仁寿二年（八五二）三月丁丑（十一日）条の「詔す、諸大寺は、四月一日より八月卅日まで、衆僧の食時に同じく食堂に集まりて、各大般若經一卷を読み、以て水干の災を攘ふこと、永く歳事となせ」という詔を起源とする一条である。^④大安寺大般若經会は、疫瘡（天然痘）が猛威をふるう天平九年（七三七）四月壬子（八日）、道慈がそれまで大安寺で独自に行なってきた「大般若經」転読を国家の儀礼とし、恒例の行事とすることを願い出て勅許され、開始されたものである。薬師寺大般若經会は、七月二十三日から七日間「読經」ならびに「悔過」を行なうという儀礼であるが、福山敏男氏が「その起源はわからない」と述べるように、^⑤残念ながら不明の部分が多い。

崇福寺四月十二月悔過は、毎年、四月十三日、十二月三日から各三日間悔過を行なうという儀礼で、十二月三日は天智の、四月十三日は

草壁皇子の忌日になっている。その起源は不明であるが、『延暦僧録』「近江天皇菩薩伝」には三日三夜、十法師を請じて「三天皇」のために「読経礼仏」したとある。^⑧『延暦僧録』は延暦七年（七八八）成立であるから、その頃までに三天皇の忌日に三日間の悔過を行なう儀礼が実施されていたが、その後「延喜式」段階までに二者の忌日の儀礼に変じたものと推定されよう。なお、二つの悔過のうち十二月三日の儀は、延喜治部式第五条（国忌条）によれば、国忌の一つとされていた。

薬師寺最勝会は、『類聚三代格』卷二の天長七年（八三〇）九月十四日太政官符によるに、直世王が播磨国賀茂郡の同寺水田七十町を供料に毎年最勝王講会を修することを奏し、これが許されて開始されたものである。興福寺維摩会は、福山敏男氏が諸史料を収集、評価して、藤原鎌足が創始し、その後断絶したものを藤原不比等が再興し、さらに藤原仲麻呂が再度の再興をして確立したものだとする理解を示し、以後それが多数説になっていった。しかし、近年、藤井由紀子氏が述べたように、鎌足、不比等の話は仲麻呂によって潤色されたものである可能性が否定できず、仲麻呂によって事実上開始された儀礼とする理解が説得的である。よく知られているように、『続日本後紀』承和六年（八三九）十二月癸亥（十五日）条には「勅す、興福寺維摩会講師を経るの僧を以て、宜しく宮中最勝会講師となすべし。自今以後、永く恒例となせ」とあり、さらに『日本三代実録』貞観元年（八五九）正月八日条には、維摩会講師を経た者を翌年正月の大極殿御齋

会の講師とし、さらに三月薬師寺最勝会の講師にすることとし、この「三会」の講師をつとめた者を僧綱に起用するとする規定がみえる。延喜式番式の第十条（薬師寺最勝会条）は、「御齋会」の講師を経た者を最勝会の講師に用いるよう規定がなされているから、この貞観元年の規定をふまえたものになっている。同式は、こうした制度の成立をふまえた上で、御齋会を中核にした一連の法会として最勝会、維摩会について規定しているのである。

次に、一代一講仁王会^⑨は一代に一度実施される大規模な仁王会のこととて、これは御齋会と同じく宮中から諸国に至る国家儀礼として挙行された。その挙行会場は、延喜式番式に「宮中諸殿、省寮等の庁を便りに随ひて莊嚴し、百の高座を設けよ（或いは近京の諸寺及び畿内国分寺、或いは広く七道諸国国分寺に及びて之を行なふ（後略）」とあり、また延喜掃部式に「一代一講仁王会は、大極殿、御在所、太政官庁、外記庁、中宮、東宮の各に僧の座を設けよ」とあるように、大極殿をはじめとして、宮中の諸殿、省寮の庁舎、近京の諸寺、国分寺などに総計百箇所の高座を設置して挙行するという大がかりなものであった。その創始については、嵯峨朝濫觴・仁明朝以後恒例化（難波俊成）、光孝朝初例・醍醐朝以後恒例化（瀧川政次郎）、弘仁式成立・仁明朝以後恒例化（垣内和孝）、孝謙朝初例・嵯峨朝以後恒例化（中林隆之）などの諸説がある。垣内氏は、延喜太政官式第九十条（一代一講仁王会条）の標注に「弘」とあることに注目し、『弘仁式』において、すでにこの儀礼について式条の規定があったと論じた。その上で

氏は、式条の成立を先とし、その次の仁明朝からこの儀礼が開始されたとする見解を説いたが、私は実態が先にあつて、それが式条へと展開していったと理解するので、嵯峨朝に創始され、以後それが恒例化されたと理解すべきだと考えている（孝謙朝は前史と評価したい）。

次の旱災読経悔過は、天下に旱災が起こったとき、京畿内の諸寺の僧尼に三日間読経悔過させるという一条であるが、その起源は不明である。次の仏頂尊勝陀羅尼は、先に述べたように、僧尼の日常的儀礼活動を定めたものであるが、『日本三代実録』貞観二年（八六〇）四月十九日条に、五畿内七道諸国の僧尼に日に二十一遍、仏頂尊勝陀羅尼を誦さしめ、長く歳事となせとする詔があり、これが起源となった一条であると考えられる^④。

以上、個々の仏教儀礼の成立や変遷について見てきた。『延喜式』は、それ以前の『弘仁式』『貞観式』を吸収して成立しており、条文の中には弘仁式や貞観式の段階ですでに成立していたものが少なからず含まれている。他方、施行は康保四年（九六七）と十世紀後期にまで時代が下る。では、延喜玄蕃式に見られる仏教儀礼の姿は、いつ頃の姿と見るのが妥当であろうか。条文を一つ一つ検討してみたところ、ここに規定される仏教儀礼にはその成立自体は古くに遡るものも含まれているが、他方、九世紀前期～中期に新たに成立したのも多数列含まれている。また、古くに成立した儀礼であつても、時々の改変を経て、九世紀前期～中期に改正された様相が記されている。そうであるなら、延喜玄蕃式に見える仏教儀礼は、おおむね九世紀中期頃

の姿を示したものと理解してよいだろう。

二、延喜図書式に見える宮中の仏教儀礼

延喜図書式の規定

次に延喜図書式を見ていきたい。図書寮は、書籍、書類、文具等の保管、管理を担当する部署で、また仏像、經典、仏具等の保管もここが行なっていた。その倉庫は、『延喜式』では「寮庫」あるいは「寮蔵」と呼ばれている。宮中で仏教儀礼が挙行される際には、したがって、図書寮が必要な物品を会場に「供備」する業務を管轄した。『延喜式』は、儀礼の会場に必要な物品を供備して全体の設営を行なうことを「装束」と表現しており、図書式には、同寮が行なう「装束」についての具体的内容が各儀礼ごとに規定されている。あわせて仏教儀礼の際の「三宝布施」の取り扱いや、宮外の寺院における仏教儀礼への花香の供備についての規定も見える。それを以下に整理、列記してみよう。

- ① 正月最勝王経齋会（御齋会）、② 春秋二季御読経（季御読経）、③ 御灌仏（宮中灌仏会）、④ 御仏名（宮中仏名会）、⑤ 仁王般若経講説（一代一講仁王会）、⑥ 宮中礼仏、⑦ 国忌齋会（東寺、西寺、崇福寺国忌齋会）。

- ①②は大極殿の儀、③④は「御在所」の儀、⑤は宮中・省寮・寺院

などで実施される儀のうち大極殿で挙行される分についての規定^⑥は仁寿殿に安置されている天皇の持仏に対する儀、^⑦は東寺、西寺、崇福寺で挙行される儀である。このうち、恒例の儀である^{①②③④}が挙行会場の別を基準に配列されているのか、それとも日程順を基準に配列されているのか、どちらにも理解できるが、おそらく前者であろうと推定される。いずれにせよ、宮中の仏教儀礼の中で筆頭に位置づけられる儀はやはり御齋会であった。

この^①～^⑦で、延喜玄蕃式にも規定が見られる儀礼は^{①⑤}である（^⑦も一部重なる）。それは、御齋会と一代一講仁王会が宮中の儀でありながら、同時に国家の儀であったことをあらわしているものと思われる。この二つは、宮中を頂点に諸国に至る国家儀礼であった。「国家の仏教」と「宮廷の仏教」との関係^⑧については、仏教儀礼という側面からも考えていく必要があるだろう。

宮中の儀礼

季御読経は、『日本三代実録』貞観元年（八五九）二月二十五日条に「六十四僧を請じて東宮において大般若経を転読せしむ。今日より起首して三日を限りて訖んぬ。凡そ貞観の代は毎季四季に大般若経を転読せしむ。他もこれに效ふ」とあることから、この貞観の頃に創始され、当初は春夏秋冬の四季に挙行されていたことが知られる。その後、同書元慶元年（八七七）三月二十六日条に「百廿僧を紫宸殿に屈し、限ること三日を以て大般若経を転読せしむ。今上の後、二季に之

を修せしむ。貞観の四季の例を変ふるなり」とあることから、貞観の四季の例が二季の儀礼に変じていったことが知られる。延喜図書式の規定は二季の御読経になっており、この陽成朝の改変を反映したのもなっている。

灌仏会^⑨は釈迦の誕生を祝う四月八日の儀で、日本でも諸々の寺院において早くから行なわれていた。宮中の灌仏会は、『続日本後紀』承和七年（八四〇）四月癸丑（八日）条によるに、この時に律師の静安を請じて清涼殿で実施されたのが最初であるという。源為憲『三宝絵』（九八四年）下にも「承和七年四月八日清涼殿ニシテハジメテ御灌仏ノ事ヲ行ハシメ玉フ。律師静安候テ経ニ説ケル旨（後略）」とある。延喜図書式的一条はこれにはじまる儀に関する規定ということになる。

仏名会については、近年、研究が大いに進展した^⑩。従来、仏名会は平安時代初期に創始されたものと考えられてきたが、勝浦令子氏の研究によって、すでに奈良時代にその前身仏事が内裏で行なわれていたことが解明されたのである。したがって、平安時代初期の仏名会はその再興（もしくは再編）ということになる。その再興であるが、これについては、承和五年（八三八）に静安などによって開始されたとする『続日本後紀』「三宝絵」に記される古典説と、天長七年（八三〇）に開始されたとする竹居明男説がある。天長七年説は、『日本紀略』同年閏十二月戊寅（八日）条の「名僧十口を禁中に延きて、三箇日夜、仏名経を懺礼せしむ」、および『日本三代実録』貞観十七年

(八七五) 二月九日条の道昌^②卒伝の「天長七年始めて延請に宛てられ、御所の仏名懺悔の導師を奉はる」「天長より始めてここに今ここに及ぶまで、内裏の仏名の導師に供奉すること、未だ嘗て一年も欠けることあらず」を根拠とするもので、説得的である。他方、承和五年説は、『続日本後紀』同年十二月己亥(十五日)条の「天皇、清涼殿において仏名懺悔を修せしむ。限るに三日三夜を以てす。律師静安、大法師願安、実敏、願定、道昌等を通りて導師となす。内裏の仏名懺悔此れより始まる」および『三宝絵』の「仏名八律師静安方承和ノハジメノ年(後略)」を根拠とするものである。おそらく、事實は、天長七年に道昌らによって宮中仏名会が再興されたのであって、静安も仏名会の導師として活躍したのだが、それは道昌よりやや遅れると見るべきだろう。だが、後世、宮中の仏教儀礼の興隆に大きな業績のあった静安の名とともに宮中の仏名会の開始が語られる歴史が流通、筆録されたものと推定される。延喜図書式のこの一条は、この八三〇年代に再興された儀に関する規定ということになる。

東寺西寺の国忌^②は、延喜治部式第五条(国忌条)に、東寺は天宗高紹天皇(光仁、十二月二十三日)、仁明天皇(三月二十一日)、贈皇太后(澤子、六月晦日)、贈皇太后(胤子、六月晦日)、西寺は桓武天皇(三月十七日)、文徳天皇(八月二十七日)、光孝天皇(八月二十六日)を対象に儀礼を行なうことが規定されている。ただし、文徳天皇については、(改九月廿九日醍醐先帝同寺)と、贈皇太后澤子については(改正月四日太皇太后(隠子))という註が付されている。これ

らは寺院を挙行会場とする儀で、宮中の儀ではないが、官人が派遣され、図書寮からは国忌対象者に花と香が供えられるので規定がなされているのである。国忌については、時間の進展とともにその対象者の改廃がなされていったことが知られているが、ここに掲げられた人物の中で最も死去年月日が下るのは胤子の寛平八年(八九六)六月晦日であるから、『延喜式』の規定はそれをふまえたものということになる。注に「改」として記された二人は、延長五年(九二七)の『延喜式』奏進後、康保四年(九六七)の施行までの間の改変を改訂作業の中で補記したものと理解されよう。なお、古瀬奈津子氏は、『延喜式』は「貞観式」までとは異なり、国忌齋会の布施物について、元慶八年(八八四)九月二十九日勅(『日本三代実録』)を反映して、「官庫物」(大蔵省)から充てるという規定になってしていると指摘している。

以上、延喜図書式の規定する宮中の仏教儀礼は、おおむね九世紀中後期の様相を伝えているとしてよい。ところで、佐々木宗雄氏による^②と、平安時代中後期(氏はこれを「王朝国家期」とする)になると、国家仏事のうち、^①御齋会、^②季御説経、^③仁王会の三者が重要儀礼と位置づけられるようになり、僧綱も、維摩会、御齋会、最勝会の講師を経た者よりも、むしろこの^①^②^③の公請をうけた者が任じられていくようになっていったと論じている。これは、宮中の儀のうち、大極殿を挙行会場とする儀礼の位置づけがしだいに上昇していった、仏教儀礼全体の中心になっていったことを示していると理解されよう。

三、延喜主税式に見える仏教儀礼

地方における国家の仏教儀礼

次に延喜主税式を見ていきたい。主税寮は諸国の財政の監査を担当する部署で、諸国の出挙、田租、春米などを帳簿によって監査する業務を担当した。主税式は上下にわたるが、上には仏教儀礼に対する財政措置の規定が見える。これの対象になる仏教儀礼は、国家が財政措置を講じて実施する、国家的な仏教儀礼ということになると理解してよからう。

なお、主税式上は、幸いなことに「延喜式」ばかりでなく「弘仁式」の断簡が発見されており（九条家本「延喜式」紙背）、その条文のかなりの部分を知ることができる。「弘仁主税式上断簡」については、早く、瀧川政次郎氏による注釈がある。

文殊会

延喜主税式第五条（諸国出挙正税公廩雜稻条）には、諸国国別に正税稻、公廩稻、雜稻（国分寺料、文殊会料、池溝料、救急料など）の出挙本稻についての規定がある。ここでは、各国に「文殊会料」が設置されており、大変注目される。

文殊会^①は、天長初年頃から行なわれるようになった法会で、「類聚三代格」巻二、天長五年（八二八）二月二十五日太政官符によるに、勤操、泰善らが「畿内郡邑」にてこの会を開催して、貧者に「飯食」

を給したのがそのはじまりであるという。これは、文殊師利はこの世に「貧窮孤独」「苦惱衆生」に化身して現れるので、彼らを「供養」

することはまさに福業にあたるという考え方に基づいて開始された事業である。その後、勤操が死去してしまい、泰善が一人活動を継承したのだが、この際、それを国家事業として実施してほしいと泰善が申請し、これが許可されて、七月八日を開催日に京畿七道諸国にて文殊会を実施することが命じられた。ただし、同巻十四、承和七年（八四〇）三月十四日太政官符所引天長四年（八二七）十一月十三日太政官符によるに、天長四年十一月十三日にすでに「滅災成福」「修善」のために諸国で文殊会を行ない、その会料には救急稻の三分の一をあてることが諸国に命じられている。そして、承和七年三月十四日に、大國・上国は各二千束、中国・下国は各一千束の文殊会料稻を設置することが各国に命じられた。延喜主税式第五条は、国ごとに二千束あるいは一千束の文殊会料を設置しており、これが承和七年の太政官符に基づく規定であることが知られる。

なお、弘仁主税式上断簡では文殊会料は設置されておらず、「弘仁式」段階ではまだこの法会が存在しなかったことが知られる。九世紀中期以後、文殊会は、国分寺国分尼寺の仏教儀礼と並ぶ、地域社会における国家の重要な仏教儀礼として実施されていった。なお、京ではこの儀は東寺、西寺で実施された。「三宝絵」下には、勤操、泰善のこと、「文殊般若経」の経説のこと、天長五年の官符のこと、東寺、西寺のことが記されている。

仏教儀礼の料

延喜主税式上には、第四十五条（十五大寺安居条）から第七十三条（供御餅条）まで、寺院に対する財政措置が規定されている。そこには、十五大寺安居の供養料からはじまり、仏教儀礼に関わる規定が少なからず見られるが、他方、年中供養、衆僧供養、仏供、仏聖供、僧供、あるいは年料油、年料米、修理料穀といった、必ずしも仏教儀礼にともなうわけではない経常的支出に関する規定も見られる。仏教儀礼に関わる条では、「布施」「供養」「法服」などについての財政措置が規定されている。以下に、仏教儀礼に関わる部分について列記してみよう。

- ①十五大寺安居供養料（付、大安寺大般若経会料）、②国分二寺金光明最勝王経転読布施、③諸国吉祥天悔過布施法服供養、④諸国国分寺安居布施法服供養、⑤志摩国講師安居法服布施供養、⑥国分寺金剛般若経転読布施、⑦本元興寺万花会万燈会料、⑧延暦寺灌頂料、⑨薬師寺最勝会料、⑩新薬師寺毎年二月修法料、⑪伯耆国四王寺修法料、⑫出雲国四王寺春秋修法等料、⑬長門国四王寺修法料、⑭天台宗年分度日衆僧供養、⑮壹伎島島分寺法会布施供養、⑯山城国供御葛野餅料

このうち、①②③④⑨の儀礼についてはすでに触れた。⑤は④の付属規定と理解される。⑥の国分寺における「金剛般若経」転読は、

『類聚三代格』卷三、延暦二十五年（八〇六）三月十七日太政官符によるに、この年、崇道天皇（早良親王）のために国分寺僧が春秋二仲月（二月、八月）にそれぞれ七日間ずつ同経を転読し、以後これを恒例の儀としたことにはじまる儀礼である。

⑦の本元興寺の万花会、万燈会は、『続日本後紀』承和十年（八四三）五月甲寅（二十六日）条に、この二つの法会に財政措置を講ずることを命じた勅が見える。この一条はそれを起源とする規定である。

⑪⑫⑬に見える三箇国の四王寺は、『日本三代実録』貞観九年（八六七）五月二十六日条によるに、この時、新羅を警戒して、伯耆、出雲、石見、隱岐、長門に置かれることになった寺院で（ただし石見、隱岐の設置は疑問視されている）、八幅の四天王像（画像）および僧四人を安置して、昼は「金光明最勝王経」「四天王護国品」を転読し、夜は神呪を誦して、春秋には七日間の修法を行なわせた。それは「賊心」を「調伏」する修法であった。伯耆、出雲、長門の四王寺については、今日、その址が推定されている。

以上、延喜主税式上に見える仏教儀礼に対する財政措置は、おおむね九世紀中後期の姿を伝えるものと理解してよからう。

寺院に対する経済的給付

ここでさらに注目されるのが、⑭と⑧である。これらは天台宗および延暦寺の僧の入門儀礼に関する財政措置を規定した条である。天台宗、延暦寺は、言うまでもなく、平安時代に新たに成立した宗派、寺

院であるが、延喜主税式上には、実のところ、こうした平安時代成立寺院に対する財政措置が数多く見え、それが大きな特色になっている。それらの多くは、何らかの仏教儀礼に対しての財政措置というより、むしろ先に述べたような經常費としての経済的給付という意味合いが強い。同式第四五―第七三条で言うと、東大寺、興福寺南円堂、延暦寺、同寺宝幢院、楞嚴院、千光院、勤修寺、仁和寺、貞観寺、華山寺観中院、鵜原寺、石清水八幡宮護国寺、神護寺宝幢院、延暦寺総持院、金剛峯寺、大宰府弥勒寺に対する財政措置が見えるが、ここに見える寺院のうち東大寺、大宰府弥勒寺以外は、みな九世紀に成立した寺院である。

また、先に触れた第五条を見てみても、多数の寺院料が各国にわたって設置されている。それらの寺院は奈良時代以来の古寺も数箇所はあるものの、平安時代成立寺院の料が多く記載されている。以上、延喜主税式上には、こうした九世紀成立寺院に対する経済的給付を規定した条が多く見られるのである。

弘仁式との比較——国家関与の仏教儀礼の増加

先に述べたように、主税式上は「弘仁式」断簡が現存しており、右で考察した諸条に対応する部分がちょうど残っている。それと延喜主税式上とを比較してみよう。まず、先に列記した①―⑩については、「弘仁式」段階で存在したのは①②③④⑥の五つにすぎず、他の⑤および⑦―⑩は、すべてそれ以後「延喜式」段階までに追加された規定

であることが判明する。次に、東大寺―大宰府弥勒寺の諸寺院に対する経済的給付も「弘仁式」段階では一条も存在せず、すべてそれ以後「延喜式」段階までに追加された規定であることが判明する。さらに、第五条を比較してみると、弘仁主税式上該当条は後半部分しか現存していないとはいえ、寺院料としては国分寺料、薬師寺料、興福寺料、京法華寺料、西隆寺料しか記されておらず、前欠部分に存在したであろう大安寺料を仮に推定追加したとしても、国分寺プラス五箇寺にすぎない。とするなら、延喜主税式上第五条に記される数多くの寺院料は、国分寺料とこの五箇寺の料以外はすべて、文殊会料と同じように、「弘仁式」以後「延喜式」段階までに追加されたものであることが判明する。

「弘仁式」は、鎌田元一氏によれば、弘仁十一年（八二〇）四月二十一日に格とともに撰進せられたが、不備が多かったため修訂作業が継続され、天長七年（八三〇）十一月十七日に格とともにようやく施行された。しかし、その後も補訂作業が続けられ、さらに改正されたものが承和七年（八四〇）四月に再施行されたという。鎌田氏は、今日知られる弘仁格式は、この承和七年の改正された格式であるという。

以上の考察より、

- (1) 九世紀に、国家が関与する仏教儀礼の数が大きく増加したこと。
- (2) 九世紀に、国家からの経済的給付を受ける寺院が増加し、その地理的範囲も近畿地方が多数であるとはいえ、多くの国におよんで

いること。

の二点が知られる。これは、小論の結論の一つとなるものである。

私は、そうした状況が進展していった思想的要因の一つとして、平安時代における「鎮護国家」思想の成立とその発展が指摘できると考えている。「鎮護国家」と言うのと、今日では、奈良時代に唱えられた思想であると理解する傾向が強く、歴史教育でも奈良時代の思想として教えられることが多い。しかし、この語は奈良時代の史料にはまったく見えず、平安時代以降の史料にしばしば見えるものであって、平安時代になって新たに登場した思想と言わなければならぬ。「鎮護国家」に言及する史料を検討してみると、この概念は国家が唱えたこと、国家の側が要求したことではなく、宗派、寺院、僧の側から国家に対して発信したものであることが知られる。彼らはこのメッセージを送ることによって、国家からの援助を受け、権益を確保し、国家と連動することによって仏法を発展させていった。「鎮護国家」について^⑧、詳しくは別稿で論じる予定である。

二月修法、葛野餅

本章の最後に、延喜主税式上で注目される記載二点について触れておきたい。一つは、^⑩の新薬師寺の毎年二月修法である。日本の文化史、宗教史、そして芸能史を考える上で、修正会、修二会の成立とその展開を明らかにすることは重要な研究課題になる。^⑨このうち修正会の成立は比較的わかりやすく、前述の御齋会および国分二寺金光明最

勝王経転読、吉祥天悔過がその起源になっていると理解してよい。これに対し、修二会の起源は必ずしも明らかではなく、不明の部分が大きい。この新薬師寺の二月修法は、延喜文蕃式の^①新薬師寺修法と同一のものとして理解されるが、これはのちに「修二会」と呼ばれるようになる儀礼であり、その初期の事例と理解しうるもの^⑨と考える。^⑩は、対応する弘仁主税式上断簡に見えないから、その成立はそれ以降のことということになる。さすれば、新薬師寺の二月修法は九世紀中後期の成立と推定されるだろう。

もう一つは、^⑬の山城国の供御の「葛野餅」である。修正会では、しばしば餅が仏に対して供される。今日実施される各地の「オコナヒ」においても、餅を供する儀礼が含まれる事例が少なくない。「今昔物語集」巻十九第二十一や巻二十八第三十六には、「修正」「行ひ」の語が見え、あわせて「餅」についての記述があつて、大変注目される。この修正会の餅がどこまでさかのぼるものなのかはこれまで明らかではなかったと思う。ここの「葛野餅」がどのような餅なのか、他に関係史料が発見できず不明の部分が多いが、しかし仏に供される餅である可能性が高く、修正会の餅を考察する際に関係史料の一つになるものと考えている。これも弘仁主税式上断簡には見えないから、その成立は九世紀中後期のことと推定される。

四、地域社会における仏教儀礼

日本靈異記に見える仏教儀礼

地域社会の寺院では、どのように仏教儀礼が実施されていたであろうか。ここでは、『日本靈異記』を題材にこの問題について考えていきたい。『日本靈異記』は薬師寺僧景戒の撰。上中下の三巻。弘仁十三年（八二二）以後まもなくの成立である。同書の上巻第十一には、播磨国飴磨郡の濃於寺に、京の元興寺の沙門慈心大徳が、檀越の「請」（要請）によって招かれ、夏安居に『法華経』を講じたという話が見える。また、中巻第十一には、紀伊国伊刀郡桑原の狭屋寺の尼等が発願して法事を準備し、奈良右京の薬師寺の題惠禪師を「請」いて（招聘して）十一面観音悔過を行なったという話が見える。これらによるなら、地域の寺院において、安居、十一面観音悔過といった仏教儀礼が行なわれ、それに元興寺、薬師寺といった都の寺院に所属する僧が招聘されることが知られる。

さらに、下巻第十九には、宝亀七、八年（七七六、七七七）頃、肥前国佐賀郡の大領正七位上佐賀君児公が安居会を設け、戒明法師を請い、八十花嚴を講ぜしめたという話が見える。ここの戒明は、大安寺僧の戒明大徳で、筑紫国府大国師に任ぜられている時のことであったという。この話では、安居会が寺院において行なわれたとは明記されていないものの、話の展開から考えて、地元の寺院を会場に安居会が開催され、『華嚴経』の講説が行なわれたとしてよいだろう。

鈴木景二氏は、これら『日本靈異記』の記述、そして『東大寺諷誦文稿』を検討して、(1)都の寺院の僧がしばしば地方寺院に赴き、都鄙間を交通して仏教活動を展開していたこと。(2)地域社会においては、地域の有力者などによって私目的の法会が広く実施されていたこと。

(3)『東大寺諷誦文稿』は、そうした法会にて使用されたテキストとして読解すべきものであること、などを論じた。鈴木氏は、(2)の根拠として、『日本靈異記』中巻第十五の、伊賀国山田郡噉代里の高橋連東人が亡母のために「法会」を開催した話などを指摘している。鈴木氏の見解を承けた藤本誠氏は、『東大寺諷誦文稿』は地域社会の「堂」で行なわれた法会で使用されたテキストであろうと論じている。

『日本靈異記』には、他にも中巻第六に、山背国相楽郡の発願の人が『法華経』を写経したが、経典とその経函の寸法が合わないことを悔いて、「衆僧」を屈請して三七日間（二十一日間）の「悔過」を行なったという話が見える。「悔過」の儀礼も、地域社会において広く行なわれていたと考えられる。『日本靈異記』には、また、行基に関する説話が多数収録されている。^④中巻第二十九には、故京の元興寺（旧藤原京の本元興寺）の村で、「法会」を準備し、行基大徳を「請」いて七日間の説法をしてもらい、道俗が集まって法を聞いたという話がある。また中巻第三十には、行基が難波で船津を造って説法をしていた時、一人の女人が子を連れて「法会」に参加したという話が見える。行基は、自らの集団の活動展開の中で法会を主催することがあったが、また村（あるいは村の寺院）から招聘されて法会の講師をつと

めることもあったと考えられるだろう。

死者儀礼と四十九日

地域社会においては、死者に対する仏教儀礼や四十九日の儀礼も行なわれていた。下巻第二十六は、讃岐国美貴郡の大領の妻である田中真人広虫女の話である。彼女は病気になる、地獄めぐりの夢を見てそのまま亡くなった。遺族たちは、遺体を七日間火葬せずにおき、禪師、優婆塞三十二人を「請一い集めて、四十九日までの日程で発願、修福したという。地方豪族の家では、このような死者儀礼が行なわれることがあったと理解されよう。

次に下巻第二十五を見よう。紀伊国日高郡の紀万侶朝臣は、漁業労働者を雇って魚をとる漁業経営者であった。ある台風の日、流木を集めに海に出ていた二人の労働者が沖に流され、遭難してしまった。二人は釈迦の名号を称え、五日後、六日後にそれぞれ淡路島に流れ着いて命が助かったのだが、そのうちの一人、紀臣馬養が妻子のもとに帰ると、妻は彼が亡くなったかと思ひ、もう「七々日」の「齋食」を行なっていたという。この話からすると、地方豪族ばかりでなく、漁業労働者のような民衆階層も、四十九日の仏教儀礼を実施することがあったと理解される。

近長谷寺の資財帳

次に「伊勢国近長谷寺資財帳」^②を見てみたい。近長谷寺は三重県多

気郡多気町長谷に所在する寺院である。ここには平安時代の「伊勢国近長谷寺資財帳」が残っており、地域における寺院のあり方を示す絶好の史料として注目されてきた^④。この文書は、その末尾の記載から、天曆七年（九五三）二月十一日に作成され、それを天徳二年（九五八）十二月十七日に写したものと理解される。近長谷寺は、この文書によるなら、天曆七年二月十一日に座主であった泰俊（東大寺僧）の先祖にあたる正六位上飯高宿禰諸氏（法名仏子觀勝）が、内外の近親等に勤めて、仁和元年（八八五）に建立した寺院であるという。その法名は光明寺であった。

飯高氏は、伊勢国飯高郡を本拠地とする豪族で、近長谷寺は地元豪族が建立した寺院であった。この文書に列記される資財を見ていくと、寺には「堂老院」があり、他に鐘樓、僧房、政所屋、大衆屋などが備えられ、堂には「金色十一面觀音老体」が安置されていた。西口順子氏は、近長谷寺について、堂一院と堂内の本尊のみを有する村落寺院としてはじまった寺で、しだいに常住僧のための諸施設が整えられていったのであろうが、その基本的性格は山中の小堂からはじまった寺院であると述べている^④。従うべき見解と思われる。

この文書は、途中「人人施入墾田」とある行から、寺に施入がなされた治田、垣内、原地の記載が続いていく。寺には多数の墾田が施入されており、その所在地、面積、施入年月日、施入者、由緒などが詳細に記載されている。施入者は飯高氏の一族、この地の有力者、そして民衆階層と推定される人にまでわたっている。仏教儀礼という観点

からすると、

①右三箇坪治、相可故大司大中臣良扶家二月悔過三箇日夜仏供并御明料〈在願文〉

②右治田、故太宰帥宮御監伊勢包生以去延喜十七年八月廿一日施入、二月悔過一夜

③右治、中臣真有、去延長八年四月十三日施入、正月悔過一日僧供料〈在公驗〉

という記載があることが注目される。ここから、この寺では「二月悔過」「正月悔過」が実施されており、施入の月日には時間差があるものの、そうした儀礼に対する供養料、御明料として墾田が施入されていることが知られる。墾田の施入は、他にも、正月、二月に行なわれたものが少なからず見られ、^④儀礼への供養料などとして寺に対する寄付がなされていたことが推定される。

あわせて注目されるのが、「仏供」「御明料」「僧供料」という表現である。これは「延喜式」に見られる、国家から寺院に対しての経済的給付と同様の名目、表現である。②には「延喜十七年」、③には「延長八年」の年紀が見られるが、これは「延喜式」とほぼ同時代のことであって、この時期には、中央、地方ともにこうした名目で寺院に対する施入がなされるようになっていたことが知られる。

むすび

古代国家の仏教儀礼について、小論では、「延喜式」を解析するこ

とによって、その全体像を把握することにつとめてきた。「延喜式」

には、いくつもの箇所にも仏教儀礼に関連する記述が見える。その中で、玄蕃式を検討して、国家が挙行もしくは関与した仏教儀礼について考察し、図書式を検討して、宮中で実施された仏教儀礼について考察した。さらに主税式上を検討して、国家が財政措置を講じた仏教儀礼について考察した。また、それらの儀礼の一つ一つが成立した年代を考察し、あわせて「弘仁式」との比較検討を進めることによって、「延喜式」に見られる仏教儀礼が成立し、整備されていったのがおおむね九世紀のことであることを明らかにした。九世紀は、日本において、国家の仏教儀礼が多数成立し、整えられていった時代であった。

虎尾俊哉氏は、「延喜式」の法典としての特質は、実定法を制定して施行するという側面よりも、むしろ文化事業という色彩が濃厚であったと論じたが、^⑤従うべき見解と考えられる。「延喜式」は、康保四年（九六七）に施行されたが、この法典の施行によってこれらの仏教儀礼が実施されるようになったと理解すべきではない。事實は逆であって、「延喜式」にはすでにそれまで実施されてきた仏教儀礼が記載されているのであって、そこに描かれる仏教儀礼の全体像が確立したのは、九世紀中後期のことであったと考えられる。この法典が施行された時には、国家の仏教儀礼はすでに変化の時期を迎えていたが、しかし、それらの中にはいくつかわの変化を受けながらもその後も長く継続されていたものが少なくなく、以後の国家の仏教儀礼の出発点となっていた。

岡田莊司氏によれば、九世紀は、また神祇祭祀についても、以後に継続されていく諸々の儀礼が成立し、整備されていく時代であった。岡田氏によると、日本では、八世紀後期から九世紀に新たな公的祭祀が次々と開始されて、神祇令祭祀と並存するようになり、やがてそれが国家的神祇祭祀の中心になっていったという。春日祭、平野祭、園韓神祭、賀茂祭、松尾祭、梅宮祭、大原野祭、杜本祭、大神祭、当麻祭、平岡祭、率川祭、当宗祭、山科祭がそれである。九世紀は、国家の仏教儀礼、そして新しい神祇祭祀が歩調をそろえて成立し、整備されていった時代であった。

地方においては、国家の仏教儀礼は、すでに八世紀後期から、国分寺国分尼寺あるいは国庁において行なわれていた。だが、そればかりでなく、地域の寺院において種々の仏教儀礼がしばしば行なわれており、都の僧が招聘されてその講師をつとめることもあった。また、地域豪族らが種々の仏教儀礼を開催し、多様な僧尼が招かれてその実施を担った。儀礼の実施に対しては、寺に、あるいは僧尼に対して経済的対価が支払われた。それらの儀礼がどのような内容、やり方で実施されたのかを伝える史料は乏しいが、地方の寺院でも都で行なわれるのと同様の内容、やり方で実施されることが多かったと考えられる。国家の仏教と地域社会の仏教には密接な交流があり、仏教儀礼という側面においても、人間、文物、情報など種々の方面での交流が行なわれていたと考えられる。

註

- ① 「日本書紀」 仏教伝来記事および一連の関係記事についての私見は、拙稿「日本書紀」 仏教伝来記事と末法思想（一―五）（名古屋市立大学大学院人間文化研究科「人間文化研究」七、九、十、十一、十三、二〇〇七―一〇年）。その概要については、「仏教の伝来と流通」（末木文美土他編「新アジア仏教史十一 日本Ⅰ 日本仏教の礎」 佼成出版社、二〇一〇年）でも触れている。
- ② 堀一郎「上代日本仏教文化史」上（大東出版社、一九四一年、のち臨川書店、一九七五年）。
- ③ 角田文衛「国分寺の寺院組織」（角田文衛著作集2「国分寺と古代寺院」法蔵館、一九八五年）。
- ④ 中林隆之「護国法会の史的展開」（「ヒストリア」一四五、一九九四年）。
- ⑤ 中林氏は、七世紀後期―八世紀中葉の仏教儀礼のうち、七月十五日の盂蘭盆会と四月八日の灌仏会を重視し、この二つは国家によって関連付けられて追善儀礼体系を構成していたとして、「四月八日―七月十五日齋会」と呼び、この二つは推古十四年（六〇六）四月を初発として（「日本書紀」）、以後毎年すべての寺院で実施されるようになったとしている。そして、これらの法会は、歴代王権の追善を目的とするとともに、氏寺においては、氏の先祖を追善し、同時に王権に対する歴代の奉仕関係（君臣関係）を毎年確認する儀礼になっていたと論じている。たしかに、この二つは延喜玄蕃式、延喜彈正式や「彈例」逸文（本朝月令）所引、虎尾俊哉「古代典籍文書論考」吉川弘文館、一九八二年、参照）に組合わされた形で見え、早くから組合わされて理解されていた可能性がある。しかし、それらが追善儀礼として組合わされたとする史料はなく、特に灌仏会が追善儀礼であったというのは理解しがたい（同論文末尾の〈質疑・討論〉によれば、すでに大会当日に本郷真紹氏が灌仏会は追善法会とは言えないと指摘、質問しているが、報告者は的確な応答を述べていない）。氏の主張は、「日本書紀」の記述を史料批判なしに史料として採用し、わずかな記述に多量の解釈を加えているという問題があるばかりでなく、この二つが国家の意志によって全寺院で毎年挙行されていたことや、王権との関係についての独特の意

味付けについて、史料の根拠は何ら提示せず、また論理的推論による論拠も明示していない。これらの主張は、したがって、根拠のない空想的言説にすぎず、立論として成立していないと評価せざるをえない。なお、氏の見解は、上川通夫「ヤマト国家時代の仏教」(『中世仏教形成史論』校倉書房、二〇〇七年)を継承、発展させて主張されている。また、阿氏の論を修正・継承するものに、古市晃「四月・七月齋会の史的意義」(『日本古代王権の支配論理』塙書房、二〇〇九年)がある。

⑥ 中林氏の説は、議論の大枠としては、旧来の国家仏教論および伝統的な『日本書紀』肯定論の中で立論されている。しかし、そうした枠組を相対化しなければ新しい研究地平はひらけてこないと考ええる。

⑦ 虎尾俊哉編『訳注日本史料 延喜式(上)』(集英社、二〇〇〇年、同中(二〇〇七年))を参照し、巻二十八以降については、新訂増補国史大系本を参照した。

⑧ 虎尾俊哉「延喜式」(吉川弘文館、一九六四年)。虎尾俊哉「延喜式」(坂本太郎、黒板昌夫編『国史大系書目解題』上、吉川弘文館、一九七一年)。

⑨ 中林註④論文は、『延喜式』に記される「護国法会」を一覧表(『延喜式』に見える護国法会の成立時期)にまとめて提示している。だが、その配列の基準は全く説明されておらず、「成立時期」という表でありながら成立順に各法会が配列されているわけでもなく、アトラランダムに掲載されているようにしか読み取れない。氏は、『延喜式』の「法会体系」の解明をその研究目的に掲げているが、この表からはそれを読み取ることはできない。

⑩ 拙稿「御齋会の研究」(『日本古代社会と仏教』吉川弘文館、一九九五

年)。
⑪ 後七日御修法については、山折哲雄「後七日御修法と大嘗祭」(『国立歴史民俗博物館研究報告』七、一九八五年)。村主恵快「後七日御修法について」(その二)「『密教学』二四、一九八八年)。上島享「密教諸修法の構成と歴史の変遷に関する基礎的研究」(『覚禪鈔研究会編『覚禪鈔の研究』親王院叢書文庫、二〇〇四年)。斎木涼子「後七日御修法と『玉体安穩』」(『南都仏教』九〇、二〇〇七年)など。

⑫ 太元帥法については、堀池春峰「興福寺靈仙三蔵と常暁」(『南都仏教史

の研究』下、法蔵館、一九八二年)。小西瑛子「元興寺常暁の入唐求法」(『元興寺仏教民俗資料研究所年報』一九六九、一九七〇年)。速水侑「平安貴族社会と仏教」(吉川弘文館、一九七五年)。佐藤長門「太元帥法の将来とその展開」(『史学研究収録』一六、一九九二年)。永村真「修法と聖教—太元帥法を通して—」(『中世寺院史料論』吉川弘文館、二〇〇〇年)。石上英一「西大寺と秋篠寺」(『佐藤信編『西大寺古絵図の世界』東京大学出版会、二〇〇五年)など。

⑬ 虎尾俊哉編『弘仁式貞観式逸文集成』(国書刊行会、一九九二年)。

⑭ 註⑦『訳注日本史料 延喜式(中)』補注。

⑮ 福山敏男「葉師寺の歴史と建築」(福山敏男著作集一「寺院建築の研究」上)中央公論美術出版、一九八二年)。

⑯ 註⑦『訳注日本史料 延喜式(中)』補注。

⑰ 最勝会については、西本昌弘「官曹事類」(『弘仁式』貞観式)などの新出逸文—「新撰年中行事」に引かれる新史料—(『続日本紀研究』三一五、一九九八年)。古坂絃一「最勝会の沿革と『金光明最勝王経』の経釈・問答」(『大阪教育大学紀要』人文科学』五一—二、二〇〇二年)など。

⑱ 維摩会については、福山敏男「興福寺の建立」(『日本建築史研究』墨 waters 書房、一九六八年)。上田晃圓「興福寺の維摩会の成立とその展開」(『日本上代における唯識の研究』永田文昌堂、一九八五年)。堀池春峰「維摩会と開道の昇進」(『南都仏教史の研究』遺芳編』法蔵館、二〇〇四年)。土橋誠「維摩会に関する基礎的考察」(直木孝次郎先生古稀記念会編『古代史論集』下)塙書房、一九八九年)。井山温子「八世紀の維摩会について」(『続日本紀の時代』塙書房、一九九四年)。高山有紀「中世興福寺維摩会の研究」(勉誠社、一九九七年)。藤井由紀子「藤原仲麻呂と唐僧定恵」(篠川賢・増尾伸一郎編『藤原氏家伝を読む』吉川弘文館、二〇一一年)など。

⑲ 一代二講の仁王会については、難波俊成「わが国における仁王会受容過程の一考察(その1—2)」(『元興寺仏教民俗資料研究所年報』六、七、一九七二—七三年)。瀧川政次郎「一代一度の仁王会考」(『律令と大嘗祭』国書刊行会、一九八八年)。佐藤真人「皇位継承儀礼と仏教」(『月刊歴史手帳』一八一—一、一九九〇年)。垣内和孝「一代一度仁王会の再検討」(『仏

教史学研究」四〇一、一九九七年)。中林隆之「日本古代の仁王会」(「日本古代国家の仏教編成」塙書房、二〇〇七年)など。

②① 註⑦「訳注日本史料 延喜式(中)」補注。

②② 瀧川政次郎註⑨論文。

②③ 本郷真紹「『国家仏教』と『宮廷仏教』—宮廷女性の役割—」(「律令国家仏教の研究」法蔵館、二〇〇五年)。

②④ 勝浦令子「八世紀の内裏仏事と女性—「仏名会」前身仏事をてがかりに—」(「日本古代の僧尼と社会」吉川弘文館、二〇〇〇年)。

②⑤ 灌仏会については、田中義恭「誕生仏」(日本の美術一五九、至文堂、一九七九年)。

②⑥ 仏名会については、竹居明男「日本における仏名会の盛行」(牧田諦亮監修、落合俊典編「七寺古逸経典研究叢書」三、一九九五年)。勝浦令子註②論文。早島有毅「中世社会移行期における宮中仏事の実態—「内御仏名」を素材として—」(「仏教史学研究」三八一、一九九五年)。竹居明男「王朝貴族と仏名会」(「人文学」一六九、二〇〇一年)。高橋秀榮「鎌倉時代の仏名会」(「印度学仏教学研究」五三一、二〇〇四年)など。

②⑦ 道昌については、藪田香融「嵯峨虚空蔵略縁起」(「関西大学文学論集」五一・二、一九五六年)。小山田和夫「法輪寺縁起」所載道昌略伝について「日本三代実録」道昌卒伝との関係を中心に—」(「立正史学」四五一、一九七九年)。竹居明男「道昌と仁明朝の宮廷」(「日本古代仏教の文化史」吉川弘文館、一九九八年)。追垣千尋「道昌をめぐる諸問題」(「中世の南都仏教」吉川弘文館、一九九五年)など。

②⑧ 寺院の国忌については、古瀬奈津子「国忌」の行事について」(「日本古代王権と儀式」吉川弘文館、一九九八年)。藤堂かほる「律令国家の国忌と廃務—八世紀の先帝意識と天智の位置づけ—」(「日本史研究」四三〇、一九九八年)。西元昌弘「東山御文庫所蔵の二冊本『年中行事』について」(「史学雑誌」一〇七—二、一九九八年)。堀裕「平安初期の天皇権威と国忌」(「史林」八七—六、二〇〇四年)。同「奈良平安時代における紀寺・連城寺の基礎的考察」(「大阪樟蔭女子大学学芸学部論集」四五、二〇〇八年)など。

②⑨ 佐々木宗雄「王朝国家期の仏事について」(「古代文化」四五—二、一九九三年)。

②⑩ 「弘仁主税式上断簡」(註⑬書所収)。

②⑪ 瀧川政次郎「弘仁主税式注解」(「律令格式の研究 法制史論叢第一冊」角川書店、一九六七年)。

②⑫ 文殊会については、角田文衛註③論文。宮崎四達「文殊信仰と利生事業」(宮崎四達著作集三「中世仏教と庶民生活」思文閣出版、一九八七年)。堀池春峰「南都仏教と文殊信仰」(註⑭「南都仏教史の研究」下所収)。吉田靖雄「文殊信仰の展開」(「日本古代の菩薩と民衆」吉川弘文館、一九八八年)。小山田和夫「文殊会の成立とその実施」(「立正史学」四一、一九八七年)。上田純一「平安期諸国文殊会の成立と展開について」(「日本歴史」四七五、一九八七年)。亀田隆之「救急稲の考察」(「日本古代治水史の研究」吉川弘文館、二〇〇〇年)。荒木計子「齋然将来、五台山文殊」と「延暦寺文殊楼」及び「文殊会」(「学苑」六七四、一九九六年)。中野祥利「平安時代後期の諸国文殊会」(大阪教育大学歴史学研究室編「歴史研究」四二、二〇〇四年)など。

②⑬ 「仏聖」とは仏と聖僧のことで、具体的には仏像(あるいは仏画)と聖僧像のこと。聖僧像には、寶頭虚像または僧形文殊像が用いられた。「供」とは供養の食事のこと。たとえば、第六〇条(仁和寺条)には「仏聖四座毎日白米八升(座別二升)」とあるが、これは仏像三体と聖僧像一体の座に毎日白米を二升ずつ供養することを意味している。「供養」とは、僧尼や仏菩薩などに食事(もしくは食料)を供すること。註⑩拙稿参照。

②⑭ 鎌田元一「弘仁格式の撰進と施行について」(「律令国家史の研究」塙書房、二〇〇八年)。

②⑮ その一部については、拙稿「国分寺国分尼寺の思想」(須田勉・佐藤信編「国分寺の総合研究—思想・制度編」吉川弘文館、近刊)で触れたので参照されたい。

②⑯ 修正会、修二会については、酒井信彦「修正会の起源と「修正月」の出現」(「風俗」一九一、一九八〇年)。同「法成寺ならびに六勝寺の修正会」(「風俗」二四—一、一九八五年)。山岸常人「中世寺院社会と仏堂」

(塙書房、一九九〇年)。西瀬英紀「薬師寺修二会の存続基盤」(芸能史研究 七六、一九八二年)。永村真「平安前期東大寺諸法会の勤修と二月堂修二会」(中世東大寺の組織と経営)塙書房、一九八九年)。山路興造「修正会の変容と地方伝播」(中世芸能の底流)岩田書院、二〇一〇年)。佐藤道子「悔過会と芸能」(法蔵館、二〇〇二年)。鈴木正崇「修正会と芸能」(芸能 三十三、一九九〇年)。松尾恒一「伊賀観音提寺正月堂修正会の儀礼構造」(芸能史研究 一四一、一九九八年)など。

③⑥ 註⑦「訳注日本史料 延喜式(中)」頭注も「いわゆる修二会」と説明している。

③⑦ 「日本霊異記」についての私見は、拙稿「日本霊異記」の史料的価値」(小峯和明・篠川賢編「日本霊異記を読む」吉川弘文館、二〇〇四年)。拙著「民衆の古代史」(風媒社、二〇〇六年)。

③⑧ 鈴木景二「都鄙間交通と在地秩序」(日本史研究 三七九、一九九四年)。

③⑨ 藤本誠「東大寺諷誦文稿」の史料的価値をめぐる諸問題」(水門 二二、二〇一〇年)。

④⑩ 行基の霊異神験についての私見は、拙稿「行基と霊異神験」(古代仏教をよみなおす)吉川弘文館、二〇〇六年)。

④⑪ この話については、註⑩拙著で詳論しているので参照されたい。

④⑫ 「多気町史 史料集」(多気町、一九九一年)。「三重県史 資料編 古代(上)」(三重県、二〇〇二年)。竹内理三編「平安遺文」古文書編一、二六五号(東京堂出版、新訂版一九七四年)。

④⑬ 西口順子「九・十世紀における地方豪族の私寺」(平安時代の寺院と民

衆)法蔵館、二〇〇四年)。奥義郎「近長谷寺資財帳」(多気町史 通史)多気町、一九九二年)。八田達男「伊勢・近長谷寺と長谷観音信仰」(仏教史研究 三七、二〇〇〇年)。

④⑭ 西口順子註④⑬論文。

④⑮ 「伊勢国近長谷寺資財帳」に正月、二月の壘田施入が多く見られ、それが正月、二月の仏教儀礼と連関するものと推定されることは、川尻秋生氏の教示による。

④⑯ 他に壘田の施入は、「常灯料」として、「鐘堂修理料」として、あるいは「除病延命」のためになされたという記載が見える。

④⑰ 虎尾俊哉註④⑬論文。

④⑱ 岡田莊司「平安時代の国家と祭祀」(統群書類従完成会、一九九四年)。

〔付記〕

小論は、二〇一〇年六月六日に同志社女子大学にて開催された第四七回芸能史研究会大会での講演「古代国家の仏教儀礼と地域社会」を、第一章と第三章を中心に論文にまとめたものである。当日は他にも悔過、転読、梵唄について、また「入唐求法巡礼行記」に見える中国の仏教儀礼との比較についても触れたが、それらについては他日を期したい。なお、本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金による研究課題「東アジアにおける仏教と神信仰との融合から見た日本古代中世の神仏習合に関する研究」(基盤研究(B)、平成二一〜二五年度、研究代表者吉田一彦)の研究成果の一部である。

(〒464-0801 名古屋千種区星ヶ丘二―二九―四〇三)